

(農畜産業振興機構仮訳)

中華人民共和国主席命令 第49号

《中華人民共和国農産物品質安全法》は中華人民共和国第10期全国人民代表大会第21回常務委員会で2006年4月29日に採択され、2006年11月1日から施行される。

中華人民共和国主席胡錦濤

2006年4月29日

中華人民共和国農産物品質安全法

(2006年4月29日に第10期全国人民代表大会第21回常務委員会で採択された)

目録

第1章 総則

第2章 農産物品質安全基準

第3章 農産物産地

第4章 農産物生産

第5章 農産物包装及び標準

第6章 検査監督

第7章 法律責任

第8章 付則

第1章 総則

第1条 農産物の品質安全を保障し、公衆の健康を維持し、農業及び農村経済の発展を促進するため、本法を制定する。

第2条 本法で称する農産物とは、農業初級生産品、すなわち農業活動によって生産される植物、動物、微生物及びそれらの生産物を指す。

本法で称する農産物品質安全とは、人間の健康、安全を保障する農産物の品質を指す。

第3条 県級以上の人民政府農業行政主管部門は、農産物の品質安全に関する監督管理の責任を負う。県級以上の人民政府の関連部門は、職責分業に基づき、農産物の品質、安全に関連する業務の責任を負う。

第4条 県級以上の人民政府は、農産物の品質、安全管理を国民経済及び社会発展計画に組み入れ、農産物の品質、安全に係る経費を割当て、農産物の品質、安全に関する業務の発展に用いなければならない。

第5条 県級以上の地方人民政府は、統一的に指導し、当該行政区域内の農産物の品質、安全に関する業務を調和させて、措置を実施し、健全な農産物の品質、安全サービス体系を設け、農産物の品質、安全のレベルを高める。

第6条 国務院の農業行政主管部門は、関係方面の専門家からなる農産物品質安全リスク評価委員会を設立し、農産物の品質、安全に係る潜在的リスクに対して分析と評価を行う。

国務院の農業行政主管部門は、農産物品質安全リスク評価の結果に基づき、対応する管理措置を行い、農産物品質安全リスク評価の結果を直ちに国務院の関連部門に通達しなければならない。

第7条 国務院の農業行政主管部門と省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政主管部門は、職務権限に基づき、関連農産物の品質、安全の情報を発表しなければならない。

第8条 国は、農産物の標準化生産を指導、普及し、高品質農産物の生産を促進し、国が定めた農産物品質安全基準に適合しない農産物の生産・販売を禁止する。

第9条 国は、農産物の品質、安全に係る科学技術研究を支援し、科学的な品質安全管理を推進し、先進的で安全な生産技術を広める。

第10条 各級人民政府及び関連部門は、農産物の品質、安全に係る知識の普及を強化し、公衆の農産物の品質、安全に関する意識を高め、農産物生産者、販売者が品質、安全管理を高めることを指導し、農産物消費の安全を保障しなければならない。

第2章 農産物品質安全基準

第11条 国は、健全な農産物品質安全基準体系を作成する。農産物品質安全基準は、強制力のある技術規範である。

農産物品質安全基準の制定及び発布は、関連の法律、行政法規の規定に基づき執行される。

第12条 農産物品質安全基準の制定は、農産物品質安全リスク評価の結果を十分に考慮し、農産物生産者、販売者と消費者の意見を聴取して、消費の安全を保障しなければならない。

第13条 農産物品質安全基準は、科学技術の発展水準の向上及び農産物の品質、安全への要求に基づき、直ちに改定されなければならない。

第14条 農産物品質安全基準は、農業行政主管部門が関連部門と協議し実施する。

第3章 農産物産地

第15条 県級以上の地方人民政府の農業行政主管部門は、農産物品質安全基準を保障することに鑑み、農産物の品種特性及び生産地区の大気、土壌、水中における有害物質の状況などに基づき、特定の農産物の生産に適しないと認めた場合、生産禁止地区として、当該人民政府が承認した後に公表される。具体的な方法は、国務院の農業行政主管部門が国務院の環境保護行政主管部門と協議し制定する。

農産物生産禁止区域の調整は、前項で定める手続に従い処理する。

第16条 県級以上の人民政府は、農産物基地建設を推進し、農産物の生産条件を改善しなければならない。

県級以上の人民政府の農業行政主管部門は、農産物品質安全基準を確保する総合生産モデル地区、モデル農場、養殖団地及び動植物疫病地区の建設を推進しなければならない。

第17条 有毒、有害物質の基準を上回る生産区域での食用農産物の生産、収穫、採集、及び農産物生産基地の建設を禁止する。

第18条 法律、法規の規定に違反する農産物産地に廃水、排気、固体廃棄物あるいはその他有毒有害物質を排出あるいは廃棄することを禁止する。

農業生産用水及び肥料として用いられた固体廃棄物は、国家が規定する基準に合致しなければならない。

第19条 農産物の生産者は、化学肥料、農薬、畜産用薬剤、マルチフィルムなどの化学工業製品を合理的に使用し、農産物産地の汚染を防止しなければならない。

第4章 農産物の生産

第20条 國務院の農業行政主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政主管部門は、農産物品質安全を確保する生産技術条件及び運用規定を制定しなければならない。県級以上の人民政府の農業行政主管部門は、農産物生産の指導を強化しなければならない。

第21条 農産物の品質、安全に影響する可能性のある農薬、畜産用薬剤、飼料及び飼料添加剤、肥料、獣医器械については、関連する法律、行政法規の規定に基づき、許可制度を実施しなければならない。

國務院の農業行政主管部門及び省、自治区、直轄市の人民政府の農業行政主管部門は、定期的に、農産物の品質、安全に危害が及ぶ可能性のある農薬、畜産用薬剤、飼料及び飼料添加剤、肥料などに対し、監督、抽出検査を行い、抽出検査の結果を公表しなければならない。

第22条 県級以上の人民政府の農業行政主管部門は、農業投入資材の使用に対する管理、指導を強化し、農業投入資材の安全使用制度を確立しなければならない。

第23条 農業科学研究教育機関及び農業技術普及機関は、農産物生産者の品質、安全に対する知識と技能訓練を強化しなければならない。

第24条 農産物生産企業及び農民専門の経済協力組織は、農産物生産記録を作成し、下記の事項を事実に基づき記載しなければならない：

- (一) 使用した農業投入資材の名称、出所、使用法、使用量及び使用日；
- (二) 動物の疫病、植物の病虫害発生及び防除の状況；
- (三) 収穫、と畜、漁を行った日。

農産物生産記録は、2年間保存しなければならない。農産物生産記録の改ざんを禁止する。

国は、その他の農産物生産者が、農産物生産記録の作成を推奨する。

第25条 農産物生産者は、法律、行政法規及び国务院の農業行政主管部門の規定、農業投入資材の合理的な使用、農業投入資材の安全使用期間と農薬不使用期間の厳格な執行に関する規定に基づき、農産物の品質、安全へ及ぶ危害を防止しなければならない。

農産物の生産過程において、国が明文で使用を禁止する農業投入資材を使用することを禁止する。

第26条 農産物生産企業及び農民專業の經濟協力組織は、独自に、あるいは、検査機関に委託して、農産物の品質、安全状況について検査、測定しなければならない。検査、測定を経て、農産物品質安全基準に合致しない農産物を販売してはならない。

第27条 農民專業の經濟協力組織及び農産物業者協會は、その構成員に対して、適時に生産技術サービスを提供し、農産物品質安全管理制度を設け、農産物の品質、安全の管理体系を整備し、自ら管理することを強化しなければならない。

第5章 農産物包装及び表示

第28条 農産物生産企業、農民專業の經濟協力組織及び農産物買付企業あるいは農産物を販売する個人は、規定に基づき、包装あるいは追加表示をしなければならない。包装あるいは追加表示をすることで販売することができる。

包装物あるいは表示には、規定に基づき、製品名、産地、生産者、生産期日、品質保証期間、製品品質の等級などの内容が明示されなければならない。使用した添加剤については、さらに、規定に基づき、添加剤の名称を明示しなければならない。具体的な方法は、国务院の農業行政主管部門が制定する。

第29条 農産物の包装、保鮮、貯蔵、輸送中に使用された鮮度保持剤、防腐剤、添加剤などの材料は、国の関連する強制力のある技術規範に合致しなければならない。

第30条 遺伝子組換農産物は、農業遺伝子組換生物安全管理の関連規定に基づ

き、表示しなければならない。

第31条 法律に基づき検疫を実施する動植物及びそれらの生産物は、検疫合格の表示を添付し、検疫合格を証明しなければならない。

第32条 販売する農産物は、必ず農産物品質安全基準に合致しなければならない。生産者は、無公害農産物の表示の使用申請を行うことができる。農産物の品質が、国家の規定する高品質農産物に関連する基準に合致することで、生産者は、該当する農産物の品質表示の使用申請をすることができる。

前項に規定された農産物の品質表示の偽称を禁止する。

第6章 検査監督

第33条 下記に該当する農産物は、販売できない。

- (一) 国が使用を禁止する農薬、畜産用薬剤、あるいはその他の化学物質を含むもの。
- (二) 農薬、畜産用薬剤などの化学物質が残留するもの、あるいは農産物品質安全基準に合致しない重金属などの有害物質を含むもの。
- (三) 病気を引き起こす寄生虫、微生物、あるいは農産物品質安全基準に合致しない毒素を含むもの。
- (四) 使用された鮮度保持剤、防腐剤、添加剤などの材料が、国の強制力を有する技術規範に合致しないもの。
- (五) その他、農産物品質安全基準に合致しないもの。

第34条 国は、農産物品質安全監視測定制度を設ける。県級以上の人民政府の農業行政主管部門は、農産物品質安全の条件に基づき、農産物品質安全に係る監視測定計画を制定、実施し、生産中あるいは市場で販売している農産物に対して監督、抽出検査をしなければならない。監督、抽出検査の結果は、国务院の農業行政主管部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府の農業行政主管部門が、権限に基づき公表する。

監督、抽出検査は、本法第35条の規定する条件に合致する農産物品質安全検査測定機関に実施を委託しなければならない。抽出検査人に費用を受け取らせ、抽出するサンプルが国务院の農業行政主管部門の定める数量を上回ってはならない。上級農業行政主管部門が監督、抽出検査する農産物を、下級農業行政主管部門が重複抽出検査をしてはならない。

第35条 農産物の品質安全検査測定は、条件に合致した検査測定機関を利用しなければならない。

農産物の品質安全検査測定機関は、それに相応した検査測定条件と能力を具え、省級以上の人民政府の農業行政主管部門あるいは権限を授けられた部門による審査に合格しなければならない。具体的な方法は、国务院の農業行政主管部門が制定する。

農産物の品質安全検査測定機関は、法律に基づき、計量を経て合格を認定しなければならない。

第36条 農産物生産者、販売者は、監督検査測定結果に対し異議がある場合、検査測定結果を受け取った日から5日以内に、農産物品質安全監督抽出検査を実施した農業行政主管部門あるいはその上級農業行政主管部門に対し、再検査を申請することが出来る。

国务院の農業行政主管部門と関連部門が認定した高速検査測定方法を採用して農産物品質安全監督抽出検査測定を行い、サンプル提供者が検査測定結果に対して異議がある場合は、検査測定の結果を受け取った時から4時間以内に、再検査を申請することができる。再検査は、高速検査測定方法を採用してはならない。

検査測定結果の誤りにより当事者にもたらされた損害は、法律に基づき、賠償責任が生じる。

第37条 農産物卸売市場は、農産物品質安全検査測定機関を設立するか、あるいは委託し、入荷販売する農産物の品質、安全に関して検査測定しなければならない。農産物品質安全基準に合致しないことが発見された場合、直ちに販売者に販売の停止を求め、農業行政主管部門に報告しなければならない。

農産物販売企業は、その販売する農産物に対する、完全な仕入検査制度を設けなければならない。検査により農産物品質安全基準に合致しない農産物を、販売してはならない。

第38条 国は、企業及び個人が農産物品質の安全に対し社会監督を行うよう奨励する。

いかなる企業及び個人も、本法に違反する行為に対して、告発、摘発、告訴することができる。

関連部門は、告発、摘発、告訴を受理した後、迅速に処理しなければならない。

第39条 県級以上の人民政府の農業行政主管部門は、農産物品質安全検査監督において、生産、販売している農産物に対して現場検査を行い、農産物品質安全の理解に関連する状況を調査し、農産物品質安全に関連する記録及びその他の資料を調査し、複製することができる。検査測定により農産物品質安全基準に合致しない農産物に対し、差押さえ、押収する権限を有する。

第40条 農産物品質安全に事故が発生した場合、関係企業及び個人は、自粛措置を取り、直ちに所在地の郷級人民政府及び県級人民政府の農業行政主管部門に報告しなければならない。報告を受けた機関は、直ちに対処するとともに一級上級の人民政府及び関連部門に報告しなければならない。

農産物品質安全に重大な事故が発生した場合、農業行政主管部門は、直ちに同級の食品薬品監督管理部門に通知しなければならない。

第41条 県級以上の人民政府の農業行政主管部門は、農産物品質安全監督管理において、本法第33条に列挙する状況が現れた農産物は、農産物品質安全責任追及制度の求めにより、責任者を明らかにし、法律に基づき対処し、あるいは、対処案を提出しなければならない。

第42条 輸入農産物は、国が定めた農産物品質安全基準に基づき検査を行わなければならない。まだ農産物に関する品質安全基準が定められていない場合には、法律に基づき直ちに制定しなければならない。制定される以前においては、国の関連部門が指定する外国の関連基準を参照して検査を行うことができる。

第7章 法律責任

第43条 農産物品質安全管理職員の法律に基づかない監督責任の履行、あるいは職権濫用は、法律に基づき懲戒処分とする。

第44条 農産物品質安全検査測定機関が検査結果を改ざんした場合、その訂正を命じ、違法な所得を没収し、5万元以上10万元以下の罰金に処し、直接責任を負う主管担当者及びその他の直接責任を負う担当者に対して1万元以上5万元以下の罰金に処す。事態が重大な場合、その検査計測資格を取消し、損害が生じた場合、法律に基づき賠償責任を負う。

農産物品質安全検査測定機関が提出した検査測定が事実と反し、損害が生じた場合、法律に基づき賠償責任を負う。重大な損害が生じた場合、その検

査測定資格を取消す。

第45条 法律、法規の規定に違反し、農産物の産地に廃水、排気、固体廃棄物あるいはその他有害物質を排出あるいは廃棄した場合、環境保護関連の法律、法規の規定により処罰する。損害が生じた場合、法律に基づき賠償責任を負う。

第46条 農業投入資材の使用が、法律、行政法規及び国务院農業行政主管部門の規定に違反する場合、関連する法律、行政法規の規定により処罰する。

第47条 農産物生産企業、農民專業經濟協力組織は、農産物生産記録を作成していない、あるいは規定に従い保存していない場合、または、農産物生産記録を偽造した場合、期限までに改めるよう命ぜられる。期限を過ぎても改めない場合、2000元以下の罰金に処することができる。

第48条 本法第28条の規定に違反し、販売する農産物が規定に基づき包装、表示が行われていない場合、期限内に改めるよう命ぜられる。期限を過ぎても改めない場合は、2000元以下の罰金に処することができる。

第49条 本法第33条第4号の規定事項、すなわち、使用された鮮度保持剤、防腐剤、添加剤などの材料が、国の強制力を有する技術規範に合致しない場合、販売を停止し、汚染された農産物に対し無害化処理を行い、無害化処理ができない場合監督を受けて焼却するよう命ぜられる。違法な所得は没収し、2000元以上2万元以下の罰金に処す。

第50条 農産物生産企業、農民專業經濟協力組織が販売する農産物は、本法第33条第1号から第3号あるいは第5号の一つに該当する場合、販売を停止し、すでに販売した農産物を回収し、違法に販売された農産物に対して無害化処理を行う、あるいは監督を受けて焼却するよう命ぜられる。違法な所得は没収し、2000元以上2万元以下の罰金に処す。

農産物販売企業が販売する農産物は、前項に列挙するに規定に該当する場合、前項の規定に基づき処理、処罰する。

農産物卸売市場において販売される農産物は、第1項に該当する場合、違法に販売された農産物に対しては第1項の規定に基づき処理し、農産物販売者に対しては第1項の規定に基づき処罰する。

農産物卸売市場は、本法第37条第1項の規定に違反した場合、違反を正すよ

う命ぜられ、2000元以上2万元以下の罰金に処される。

第51条 本法第32条の規定に違反し、農産物品質表示を偽称した場合、違反を正すよう命ぜられ、違法な所得は没収され、併せて2000元以上2万元以下の罰金に処される。

第52条 本法第44条、第47条から第49条、第50第1項、第4項及び第51条の規定する処理、処罰は、県級以上の人民政府の農業行政主管部門によって決定される。第50条第2項、第3項の規定する処理、処罰は、工商行政管理部門によって決定される。

法律は、行政処罰及び機関処罰についてその他に規定している場合、その規定に従う。ただし、同一の違法行為に対して重複して処罰してはならない。

第53条 本法規定に違反することは、犯罪を構成し、法に基づき刑事責任を追究される。

第54条 本法第33条に列挙する農産物の生産、販売が消費者に損害を生じさせた場合、法律に基づき賠償責任を負う。

農産物卸売市場において販売された農産物が前項の規定に該当する場合、消費者は、農産物卸売市場に賠償を求めることができる。生産者、販売者に責任が属する場合、農産物卸売市場は追徴賠償の権利を有する。

消費者も、直接、農産物生産者、販売者に賠償を求めることができる。

第8章 付則

第55条 豚のと畜管理は、国の関連規定に基づき執行される。

第56条 本法は2006年11月1日から施行する。